

捨てちゃイヤ! 小型家電は、リサイクル。

ウエーブ
ゴバナガデックス



小さな家電に、大きな資源。

日本では年間65万トンの小型家電が使われなくなっていますが、その中には844億円分もの貴重な金属が含まれています。リサイクルをもっと進めるよう、回収にご協力下さい。よりよい環境のために、未来の子どもたちのために。

小型家電リサイクル

※回収品目や
回収方法は、
各市区町村によって
異なります。

小型家電リサイクル、6つのポイント

リサイクル法が始まっています。

2013年4月から、小型家電リサイクル法という法律が始まりました。家庭で使えなくなったら小型家電はもちろん、企業で使用していた携帯電話やパソコンなども法律の対象です。ただし回収方法は家庭の場合と異なり、企業が認定事業者などに引き渡す必要があります。



プライバシーもご心配なく。

市区町村や、国の認定を受けた認定事業者は、回収からリサイクルされるまで、盗難対策を講じるなどしっかりと管理します。また、携帯電話は携帯ショップ、パソコンはメーカーでも回収しています。



回収ボックスに持っていく。

市役所などの公共施設、またはスーパー、家電量販などの小売店に、回収ボックスが設置されている市区町村もあります。ごみ回収の区分に「小型家電」がある市区町村もあります。詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。



テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機は別の法律。

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目は、これまで通り「家電リサイクル法」の対象です。回収方法は、小型家電と異なります。リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。



回収されたら生まれ変わる。

回収された小型家電は、国の認定を受けた認定事業者などが分解・粉碎。金属の種類やプラスチックごとに選別し、金属製錬事業者が有害物質を処理したうえで金属資源として再生します。環境を守るために、貴重な資源を大切に使いましょう。



無許可業者に渡さないで。

小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。無許可業者によって回収された廃家電が、不法投棄や不適正処理された事例があります。法を守った適正な処理にご協力ください。



一般廃棄物処理事業のまとめ 平成 27 年度

平成 29 年 3 月 発行

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

〒514-8570 津市広明町 13

電話 (059) 224-3310